⑸ Delivery place :

① Shiga Operation Office, Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited, 758, Ono, Ritto City, Shiga Prefecture and other 7 places

② Kyoto Operation Office, Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited, 27, Morikitaochi, Kumiyama-Cho, Kuze-Gun, Kyoto Prefecture and other 5 places

③ Osaka Operation Office , Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited, 527—12 , Kotsuboi, Ibaraki City, Osaka Prefecture and other 2 places

⑹ Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the open tender are who shall :

① not come under Article 6 of the administrative instruction of the Contractual Rules of the West Nippon Expressway Company Limited,

② submit a copy of a tax payment certificate published within the past three months and formulated in either formats of 3, 3-2 or 3-3 prescribed by Article 9 of the Enforcement Regulations of the National Tax Act,

③ have proven to have actually sold, manufactured or delivered the sodium chloride concerned

④ have proven to have or borrow the storage warehouse of 1,180 tons or more of the sodium chloride above, located within a radius of 100 ㎞ from the following operation office concerning each purchase, and to be able or plan to use the storage warehouse during a term of the contract. The operation office and the capacity of the storage warehouse of each purchase object are as follows.

１）Shiga Operation Office 700 tons,

２）Kyoto Operation Office 430 tons,

３）Osaka Operation Office 50 tons.

⑺ Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 22 August 2014 (submitted by mail : 4 : 00 P.M. 21 August 2014)

⑻ Time-limit for tender : 4 : 00 P.M. 9 October 2014

⑼ Contact point for the notice : Katsutoshi Toyoshima Assistant Manager, Accounting Division, General Affairs and Planning Department, Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited, 1—13 Iwakura-cho, Ibaraki City, Osaka Prefecture 567—0871 Japan TEL 06—6344—9242

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年7月30日

契約責任者

西日本高速道路株式会社関西支社

支社長　村尾　光弘

◎調達機関番号　419　◎所在地番号　27

○第20号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　２

⑵　購入件名及び予定数量（※）　関西阪和地区凍結防止剤購入

①　阪奈高速道路事務所管内

固形剤散布用塩　656ｔ

溶液散布用塩　49ｔ

②　和歌山高速道路事務所管内

固形剤散布用塩　273ｔ

溶液散布用塩　34ｔ

※数量は過年度実績に基づき算出した予定数量であり、契約数量を保証するものではない。

⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。

⑷　契約期間　平成26年10月21日から平成27年３月31日まで

⑸　納入場所

①　西日本高速道路株式会社関西支社　阪奈高速道路事務所　大阪府藤井寺市小山９－３－１　管内他２箇所

②　西日本高速道路株式会社関西支社　和歌山高速道路事務所　和歌山県和歌山市栗栖字中須1038－２　管内他１箇所

⑹　入札方法

①　入札金額は、各項目の単位あたりの税抜単価に予定数量を乗じた価額の総価を記載すること。

②　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入するものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　維持管理役務、物品・役務及び労働者派遣における取引停止事務処理要領（平成21年要領第150号）に基づく取引停止の対象者に該当しない者であること。

⑶　競争参加資格確認申請書の提出時に過去３ヶ月以内に発行された納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３、その３の２、その３の３のいずれか））の写しを提出できる者であること。

⑷　平成25年度の塩化ナトリウムに係る販売実績、製造実績又は納入実績があることを証明した者であること。

⑸　事務所から半径100㎞以内の場所に位置する当社が指定する備蓄容量以上の備蓄倉庫を保有又は借用（以下「保有等」という。）し、契約期間中当該備蓄倉庫を使用できること又は使用予定であることを証明した者であること。

①　阪奈高速道路事務所　180ｔ以上

②　和歌山高速道路事務所　50ｔ以上

⑹　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　入札手続等

⑴　担当部署　〒567—0871 大阪府茨木市岩倉町１—13　西日本高速道路株式会社関西支社総務企画部経理課　課長代理　豊島　勝利　電話06—6344—9242

⑵　入札説明書、入札者に対する指示書等の交付期間、場所及び方法

①　交付期間　平成26年７月30日（水）から平成26年８月22日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く。）。

②　交付方法　入札情報公開システムより、提供する。

https://www.epi-asp.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06E0060006400600

当案件のダウンロードに必要なパスワードは、「141001003」である。

なお、通信環境の不具合等やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない者は、上記交付期間の毎日午前10時00分から午後４時00分まで、上記３⑴及び下記場所において入手することができる。

阪奈高速道路事務所　〒583—0033 大阪府藤井寺市小山９－３－１　電話072—955—9581

和歌山高速道路事務所　〒640—8305 和歌山県和歌山市栗栖字中須1038－２　電話073—472—2091

⑶　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格を有することを確認するための資料（以下「申請書等」という。）の提出期間、場所及び方法

①　期間　平成26年７月30日（水）から平成26年８月22日（金）までの休日を除く毎日午前10時00分から午後４時00分まで。（ただし、郵便（書留郵便に限る）又は託送（※１）により提出する場合は、平成26年８月21日（木）午後４時00分までに本公告３⑴へ必着させること。）

②　場所　本公告３⑴に同じ。

③　方法　持参、郵便（書留郵便に限る）又は託送により提出すること。（電送による提出は認めない。）

※１　託送とは、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便で書留郵便と同等のものをいう。以下同じ。